

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	要約書	15	・砂防法は法律名、急傾斜地崩壊危険区域は区域名のため、どちらかに統一してください。 ・対象事業実施区域に急傾斜地崩壊危険区域が含まれないと思われるため、確認してください。	対象事業実施区域には急傾斜地崩壊危険区域が含まれないため、評価書（要約書）で削除いたします。	砂防課
2	要約書	15	静岡県自然環境保全条例に基づき、事業区域内に生息・生育する県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全いただけるような事業計画としてください。	静岡県自然環境保全条例について、評価書では要約書p77に加筆いたします。 静岡県レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類以上の掲載種については、生息・生育環境を保全する事業計画といたします。	自然保護課
3	要約書	26	指導・助言を受けた動物の専門家はどのような方でしょうか。記載されている具体的内容は水生昆虫についてのみですが、要約書p.94等で環境保全措置に不確実性があるとしている鳥類、両生類、魚類、昆虫類、陸産貝類のそれぞれについての知見を有する専門家に指導・助言を受ける必要はないでしょうか。	専門家は伊豆地域の情報に精通した方としております。指導・助言は鳥類、両生類、魚類、昆虫類、陸産貝類を含む動物全般に対して助言を受けておりますので、評価書においてその内容を加筆いたします。	自然保護課
4	要約書	35	事業地の一部が富士箱根伊豆国立公園の第2種及び第3種特別地域に含まれているため、環境省と自然公園法に係る協議をお願いします。	環境省との自然公園法に係る協議は、方法書段階から、ルート選定に関する協議を実施しました。引き続き、自然公園法に係る協議を実施いたします。	自然保護課
5	要約書	68	要約書p.60において、ミゾゴイの営巣地がトンネルの坑口付近で確認されており、工事による生息環境の変化が予測されるとの記載がありますが、要約書p.68において環境保全措置の記載が確認できません。工事実施による影響に対する環境保全措置を要約書にも示してください。	評価書（要約書）において、本編に記載した動物（ミゾゴイ等）の環境保全措置を記載いたします。	自然保護課
6	要約書	68	要約書p.66において、ベニゴマガイの主要生息地が改変区域付近にあり、工事の実施による生息地の消失が予測されるとの記載がありますが、要約書p.68において環境保全措置の記載が確認できません。工事実施による影響に対する環境保全措置を要約書にも示してください。	評価書（要約書）において、本編に記載した動物（ベニゴマガイ等）の環境保全措置を記載いたします。	自然保護課
7	要約書	77	希少性や地域個体群への影響を考慮した予測及び移植対象種及び個体の検討は、専門家の指導のもと実施するとありますが、専門家とはどのような経歴の方でしょうか。また、「希少性（絶滅危惧ⅠB類）」との表現がありますが、絶滅危惧Ⅱ類以下の種は移植を実施しないということでしょうか。	専門家は伊豆地域の情報に精通した方としております。環境保全措置は、専門家の指導のもと、絶滅危惧ⅠB類以上のほか、生育状況や影響度を加味し、絶滅危惧Ⅱ類以下についても保全する計画としております。 評価書（要約書）においては、p77の希少性を絶滅危惧Ⅱ類に修正いたします。	自然保護課
8	要約書	82	トンネル湧水による河川流量の減少に伴い、水生昆虫類群集の生息環境の消失、縮小等の影響を予測されていますが、要約書において環境保全措置の記載が確認できません。工事実施による影響に対する環境保全措置を要約書にも示してください。	評価書（要約書）において、本編に記載した生態系（水生昆虫類群集）の環境保全措置を記載いたします。	自然保護課
9	要約書	83	トンネル工事に伴い、自然由来の重金属が流出する恐れはないか、見解を示してください。	自然由来の重金属等については、工事実施段階で確認された場合、「土壌汚染対策法」及び「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に基づき、適正に対処します。 上記法令・指針は重金属の含有有無を事前に確認して事前に対処する内容となっていることから、流出させないことを基本としております。	自然保護課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
10	全般	1-4	P1-4図1.3.2、P5-7-11図5.7.3：与市坂川と交差部は土工部となっているが、河川を盛土で埋立てる構造ですか。ルート全体における盛土部と切土部を具体的に示してください。	与市坂川との交差部は、河川を暗渠とする構造を予定しております。静岡県が公表した都市計画案を別途提出いたします。	生活環境課
11	全般	1-4	・P1-4、P2-19、P2-187：浄蓮の滝の直近に接道する計画となっているが、具体的な構造等を示してください。	中間ICに関しては、一部掘割構造で接道する予定合静岡県が公表した都市計画案を別途提出いたします。道路設計の詳細に関しては、事業実施段階のタイミングで具体化してくる予定です。中間ICの取付部分は、伊豆市、地域も含めて話し合い、検討していくこととなります。	生活環境課
12	その他	1-9	自動車の走行に係る道路交通に起因した障害（大気質、騒音等）の防止、回避、低減に配慮した道路構造等を選択されたい。	道路交通に起因した障害（大気質、騒音、振動、低周波音）について、地域住民の生活環境への影響を回避又は低減するため、対象道路を集落からできる限り離隔にした計画としています。ご意見を踏まえ、事業実施段階の詳細設計においては、引き続き配慮した道路構造を検討していきます。	県警交通規制課
13	その他	2-155	（交通）一般国道136号（区間番号10720）に関する記載について、以下のとおり修正願います。 交通量観測地点名 伊豆市 出口 平日12時間交通 11,757 平日24時間交通量 14,067	道路交通状況については、p2-155とp2-156において整合をとり、ご指摘のとおり修正いたします。	道路企画課
14	その他	2-159	P2-159、P2-219民有林における森林法の規制状況（地域森林計画対象民有林、保安林）については、区域図等により対象事業区域を明示されたうえで、所管の農林事務所（伊豆市＝東部農林事務所、河津町＝賀茂農林事務所）に直接確認を行ってください。（「森林情報共有システム」「土地利用基本計画図」には、最新の情報が反映されていない可能性があります。）	評価書において、地域森林計画対象民有林、保安林を所管の農林事務所（伊豆市＝東部農林事務所と河津町＝賀茂農林事務所）に直接確認し、記載いたします。	森林保全課
15	文化財	2-172	「下田街道に係わる文化財」について、静岡県教育委員会編『静岡県歴史の道 下田街道』（1995）のリストに記載されている文化財が対象であることを、文中でも明示してください。	評価書においては、「下田街道に係わる文化財」について、静岡県教育委員会編『静岡県歴史の道 下田街道』（1995）のリストに記載されているものを文化財の対象とすることをp172に記載いたします。	文化財課
16	文化財	2-172	下田街道の一部（天城越え）については、平成8年に文化庁選定「歴史の道百選」に選定されています。未選定部分を含め下田街道と事業実施区域が重なる箇所がありますので、事業実施中の状況と影響について確認をお願いします。	下田街道の一部（天城越え）について、文化財として扱い、工事の実施における影響を評価し、評価書に追記いたします。	文化財課
17	文化財	2-173	「天城山隧道」の種別を「重要文化財（建造物）」に修正してください。	評価書においては、「天城山隧道」の種別を「重要文化財（建造物）」に修正いたします。	文化財課
18	文化財	2-175	出典として「静岡県埋蔵文化財包蔵地情報管理サイト」とありますが、「埋蔵文化財（静岡県地理情報システム）」に修正してください。	評価書においては、埋蔵文化財の出典を「埋蔵文化財（静岡県地理情報システム）」に修正いたします。	文化財課
19	その他	2-184	下水道に係る「文章」「表」「出典」の数値等が、書類作成にあたり最新の年度となっているか確認願います。	評価書においては、作成時点の最新年度の内容を確認し、修正いたします。	生活排水課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
20	その他	2-192	P2-192表2.3.4、P2-194表2.3.5、P2-197表2.3.7、P2-204表2.3.11においてダイオキシン類の環境基準が記載されていますが、ダイオキシン類の環境基準は他の物質とは別に定められたものなので各表とは別立てで記載した方が適切です。	複数の環境基準をあわせてわかりやすくしたことから、環境基準の記載の正確性を欠いた可能性が考えられます。ご意見の主旨は理解しておりますが、各表の出典には定められた複数の告示を併記し、さらに表中の項目とリンクさせた記載とするよう、評価書で修正いたします。	生活環境課
21	大気	2-192	大気の汚染に係る環境基準のトリクロロエチレンについて、H30.11.19付の環境省通知により、0.2mg/m ³ から0.13mg/m ³ に基準値が変更されていますので、修正をお願いします。	評価書においては、表2.3.4に示すトリクロロエチレンの基準値を、0.13mg/m ³ に修正いたします。	生活環境課
22	水質	2-194	P2-194、P2-196、P2-203 測定方法の欄に「日本工業規格」と記載されていますが、正確には「日本産業規格」ですので修正をお願いします。	評価書においては、P2-194、P2-196、P2-203 測定方法の欄を「日本産業規格」に修正いたします。	生活環境課
23	水質	2-194	P2-194表2.3.5及びP2-196表2.3.7の六価クロムの環境基準について令和4年4月1日以降は0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に変更されます。修正してください。	評価書においては、水質汚濁に係る環境基準の見直しとして、六価クロムとともに、大腸菌数の改正も反映いたします。	生活環境課
24	土壌汚染	2-203	表2.3.11中のカドミウム及びトリクロロエチレンの環境基準について、令和3年4月1日以降、それぞれ0.003mg/L以下及び0.01mg/L以下に変更されていますので修正してください。	評価書においては、土壌の汚染に係る環境基準の見直しとして、カドミウム及びトリクロロエチレンの改正を反映いたします。	生活環境課
25	騒音	2-205	備考)の文面の法令の規定が異なっており、矢印の修正文ようになります。修正をお願いします。 ～（2車線以下の～）～ ⇒(修正文)～（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）～	評価書においては、法令の規定の記載について、修正いたします。	生活環境課
26	騒音	2-206	表2.3.14の伊豆市の区域が伊豆市告示と異なっているようです。伊豆市告示の確認をお願いします。	評価書においては、伊豆市告示の記載について、最新情報に修正いたします。	生活環境課
27	水質	2-215	上乗せ基準と上乗せ排水基準が混在しているので同義であれ表記をそろえた方が良く考えます。 狩野川水域及び伊豆水域の上乗せ排水基準は、し尿処理施設以外の業種及びBOD及びSS以外の項目にも適用されています。当該業種及び項目を特出しにした理由を教えてください。	評価書において「上乗せ排水基準」に表記を統一いたします。本事業では供用時に特定事業場を設置する計画はありませんが、道路事業において一般に設置事例の多い施設として記載しました。	生活環境課
28	その他	2-218	・国道や河川等を記載し、砂防関係区域や伊豆縦貫自動車道の位置がわかるようにしてください。 ・伊豆縦貫自動車道が砂防指定地にかかるため、許可申請の可否を含め砂防指定地内行為の事前協議を実施し、許可申請が必要となった場合は、適切に実施してください。なお、砂防指定地内行為許可申請は、伊豆縦貫自動車道の設置箇所のみならず、工事用道路や作業にかかる伐採等にも必要となる可能性があります。	評価書においては、国道や河川等を記載いたします。ご意見を踏まえ、砂防指定地内の行為に関しては、事業実施段階で適切に対応いたします。	砂防課
29	その他	2-219	P2-219、P2-220 保安林の解除申請にあたり、他に適地を求め得ない、解除面積最小限等の要件を具備する必要があります。解除要件を十分に確認の上、できる限り保安林を避けて計画して下さい。	できる限り保安林を避けた計画とするよう、ご意見を踏まえ、事業計画を進めていきます。また、保安林申請等の取扱いに関しては、森林法に基づき、事業実施段階で適切に対応いたします。	森林保全課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
30	大気	3-2	意見番号3（事業者の見解）現状において、他の観測局で二酸化硫黄等の濃度が環境基準を下回っていることをもって、著しい影響がないという事は理解できるが、一方で、事業が大気環境に及ぼす影響は明らかにされていないので、評価書において、予測結果を示すようにしてください。 住民等の懸念に答えていくことも環境影響評価の目的であると考えます。	地域住民の生活環境への影響をできる限り回避又は低減するため、できる限り対象道路を集落から離隔にした計画にして対応をはかってきました。 調査対象地域には二酸化硫黄及び一酸化炭素の測定局がありませんが、静岡県内全ての一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で環境基準の1/2以下の濃度であり、対象事業の実施により著しい影響は想定されないため、調査項目として選定していません。 なお、当該事業における環境保全の方針として地域住民の生活環境への影響をできる限り回避又は低減することとし、準備書に記載の事項について、事業実施段階で適切に対応いたします。	生活環境課
31	局地風	3-3	意見番号7（事業者の見解）準備書以降に示された事実として、本事業では、大規模な土地の改変（山切り）を行う箇所があり、地形が大幅に変化することから、風の通り道になる可能性があると考えます。 地形改変を最小限にしているとは言いがたいため、実施しない理由について、事業者見解の補足説明をお願いします。	事業計画として、現況地形を生かし、背後の地形に沿った線形を選択していることにより、地形改変を最小限にしていると考えております。 ご意見を踏まえ、事業実施段階の詳細設計においては、引き続き風の流れを阻害しない道路構造に配慮していきます。	生活環境課
32	水質	3-4	意見番号8（事業者の見解）事業者の見解において、アルカリ性の水について、「適切に排水を行う」とあるが、どのように適切に排水を行うのかが不明なため、見解の補足をお願いします。	工事排水に関しては、水質汚濁防止法の排水基準（SS:200mg/l、pH:5.8～8.6）を準拠するとともに、天城北道路、河津下田道路の排水処理の事例を参考にしながら、事業実施段階で適切に対応いたします。	生活環境課
33	全般	3-5	知事意見に対するP3-5～P3-12の事業者の見解において、「〇〇に基づき適正に対処します。」「（今後）設計・施工を行います。」のような表現が多く見受けられ、準備書段階では内容が示されていません。準備書では、今後実施される事業者の対応と環境に及ぼす影響の回避・低減の効果が確認できないため、準備書で具体的な内容が示されなかった環境保全措置の効果については、事後調査報告書において、事業者が対応した内容と観測結果等を示すようにしてください。	事後調査を実施する項目に関しては、静岡県環境影響評価条例に準拠し、事後調査報告書において、事後調査項目に係る環境保全措置とその効果について記載いたします。	生活環境課
34	騒音・振動	3-6	知事意見（番号5）では、トンネル坑口周辺で発破作業等に伴う騒音・振動の予測評価を求めているが、実施していない。工事実施段階で対応を検討するとしているが、どのような対応を検討するのか具体的に示すこと。	トンネル工事に関しては、工事実施段階での各種調査に基づき、その規模や地質、周辺の環境などを踏まえ、事業実施段階で掘削方法を選定します。 地質が硬くて機械掘削ができない場合は、発破掘削（火薬を使用）を実施しますが、一般的な保全対策として、防音扉の設置、火薬量の工夫、トンネル工事の掘削方法の検討など、事業者の実施可能な環境保全措置を講じ、適切に対応いたします。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
35	大気	3-6	知事意見番号4（事業者の見解） 県環境影響評価技術指針第1章第1 趣旨には、「事業及び地域の特性を配慮し、この技術指針に定められた標準的な調査等の項目及び技術的方法以外のものも選定することができる。」、同指針第1章第3の1 事業特性及び地域特性の把握には、「事業特性並びに地域特性に関し、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により次に掲げる情報を把握するものとする。」と規定されています。これらのように、環境影響評価を行うには、「地域特性」を踏まえることが重要なことから、知事意見では、地域特性としての「夏季や河津桜まつり」の交通状況を踏まえた検討を求めています。 事業者の見解では、このような地域特性が踏まえられていませんが、その理由を説明してください。	現地調査期間は、技術手法に基づき、春夏秋冬のそれぞれ1週間の連続測定としています。 現地調査は、平成28年8月3日～9日、同年10月26日～11月1日、平成29年1月24日～30日、同年5月10日～16日に実施いたしました。伊豆中央道の通行台数を参考にすると、8月は年間で最も通行台数が多く、1月については2月とほぼ同じ水準であり、5月は1～2月よりも通行台数は多い状況です。これらのことから、現地調査は地域特性を踏まえたものと考えております。	生活環境課
36	悪臭	3-7	知事意見（番号7）では、豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえ、工事実施に伴う化学物質や排気ガスからの臭いについて、環境影響評価の実施を求めています。評価項目に選定しない根拠を記載してください。工事実施段階における化学物質や排気ガスからの臭いの具体的な対応を示してください。	対象道路事業では悪臭を発生させる施設計画がないため、調査項目として選定しません。環境影響評価項目は、最新の技術手法を参考に、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定いたしました。 pH調整剤等の化学物質や建設機械等からの排気ガスなどについては、事業実施段階で対応を検討いたします。	生活環境課
37	水質	3-7	知事意見（番号8）では、豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえ、工事実施に伴い発生するアルカリ性の排水や、自然由来重金属等の排水への溶出について、環境影響評価の実施を求めています。評価項目に選定しない根拠を記載してください。工事実施段階における濁水処理施設等の具体的な対応を示してください。	工事中の水の汚れについては、技術手法に基づき、影響が懸念される環境要素に係る項目として選定していません。 工事排水に関しては、水質汚濁防止法及び静岡県条例を準拠するとともに、天城北道路、河津下田道路の排水処理の事例を参考にしながら、事業実施段階で検討していきます。 自然由来の重金属等については、工事実施段階で確認された場合、「土壌汚染対策法」及び「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に基づき、適正に対処します。	生活環境課
38	水質	3-7	知事意見（番号9）では、豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえ、タイヤ磨耗等による粉じんが河川の流入することにより水質への影響を懸念し、環境影響評価の実施を求めています。評価項目に選定しない根拠を記載してください。このことに係る最新知見の収集状況を具体的に教えてください。工事実施段階での具体的な対応を示してください。	タイヤの磨耗等による粉じんについては、技術手法に基づき、調査、予測及び評価を実施しません。 現時点で把握している最新知見は路面排水の水質に関する報告（平成22年、国土技術政策総合研究所資料）です（別紙資料提出）。 本事業においては、引き続き最新知見を収集し、事業実施段階で対応を検討いたします。	生活環境課
39	水質	3-7	知事意見番号10（事業者の見解） 土工時に台風等の大雨があった場合には、既に裸地化しているため、濁りの発生量が増加すると考えられますが、濁水処理設備の設置により対処可能なのでしょうか。知事意見番号8にも関連します。 河川の源流部に生息する水生生物は、濁りに弱いため、どのような具体的な保全措置を行うのか説明してください。	台風等の大雨があった場合も含め、水の濁りを低減するため、環境保全措置として準備書に示すとおり、裸地化の抑制（段階的な切土・盛土工事の導入、土工部の速やかな転圧、法面等の早期緑化、法面保護シートの敷設）を実施いたします（p5-5-28）。 沈砂池及び濁水処理設備等に関しては、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
40	地下水	3-8	知事意見（番号13）では、工事の実施により、重金属等が地下水への溶出することが懸念されるため、調査、予測及び評価の実施を求めたが、準備書には記載されていません。重金属等の地下水への溶出について、工事実施段階における具体的な対応を示してください。	自然由来の重金属等については、工事実施段階で確認された場合、「土壌汚染対策法」及び「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に基づき、適正に対処します。現時点では具体的な対応策をお示しできませんが、上記法令・指針は重金属の含有有無を事前に確認して事前に対処する内容となっていることから、流出させないことを基本としております。	生活環境課
41	土地の安定性	3-8	知事意見（番号14）で求めた土地の安定性に係る予測及び評価を求めましたが、実施されていません。事業者が作成したP5-8-9図5.8.3の地質図では、休廃止鉱山、変質帯、断層等が記載されていることから、土地の安定に係る影響予測評価が、定性的に可能と思われる。加えて、P5-7-50図5.7.28で示されたトンネル地下水影響範囲を踏まえた上で、土地の安定に係る土地の安定性に係る予測及び評価を実施すること。	現在は事業化前のため、土地の安定性に係る調査を実施する段階にありません。道路設計段階では、地質調査（ボーリング調査等）を行うこととなりますので、必要な解析を行った上で、土地の安定性に留意した設計・施工の検討を行ってまいります。	生活環境課
42	大気	5-1-2	大気質に係る調査について、各調査地点及び各調査期間における近接道路の交通量を示し、調査結果と交通量の因果関係等があれば、見解を示すこと。	大気質調査時の交通量は測定しておりません。なお、大気質の測定値について、6地点のうち河津ICでは近隣道路（国道）との因果関係が考えられますが、6地点ともに二酸化窒素は夏季に低く秋季から冬季に高いことなど、気象（風速、大気の安定性）や光（光化学反応）などとの関係も考えられます。調査結果と交通量の因果関係等について、見解をお示しできる材料は得られておりません。	生活環境課
43	大気	5-1-8	③中間ICの表5.1.13で浮遊粒子状物質の調査結果（バックグラウンド値）において、秋季1時間値の最高値が0.166mg/m ³ と同表中他データと比較して異常に高いが、これは正しい値か。正しい値ならば、地域的要因等一時的に高くなる原因はあるのか。	当該データは、平成28（2016）年10月29日、0～1時の1時間値になります。気象は2mm降雨、風速1.3m/sであり、その前後は通常値（0.006mg/m ³ ）であったことから、一時的な発生源があった可能性が考えられます。地域的要因の存在は想定されません。	環境 大気衛生 水質学 研究
44	水質	5-5-26	水の濁りについては、改変面積の割合で予測し、影響は小さいとしているが、土質や工法によって濁りの発生量は異なると考えられることから、見解を示してください。	土質や工法による濁りの発生について、ご意見の主旨は理解しておりますが、それらについて取り扱った一般化した資料を現在入手できていないことから、見解をお示しできない状況です。ご意見を踏まえ、事業実施段階の詳細設計においては、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、水の濁りの発生を抑制する工法等について取り組んでいきます。	生活環境課
45	水質	5-5-26	知事意見では、源流部の貴重な生態系への影響を懸念して、土砂の細粒分が水底に堆積し、水生生物に影響を及ぼすおそれについて、予測及び評価を求めましたが、実施されていませんので、実施しない理由を説明してください。実施しないのであれば、事後調査を実施し、準備書作成時に行った現地調査との比較を公表してください。	水の濁り及び土砂流出については、準備書の水質の項目で扱いました。準備書に示すとおり、環境保全措置（仮設沈砂池や濁水処理装置の設置、裸地化の抑制：段階的な切土・盛土工事の導入、土工部の速やかな転圧、法面等の早期緑化、法面保護シートの敷設）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価したことから、事後調査の項目として選定しておりません。沈砂池及び濁水処理設備等に関しては、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町) 環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
46	水質	5-5-26	与市坂川の盛土部、萩ノ入川の切土部等では、局所的に水の濁りの著しい箇所が発生することが懸念されるため、水生生物の生息に及ぼす影響について見解を示すこと。事後調査を実施し、準備書作成時に行った現地調査との比較を公表してください。	工事の実施に伴い発生する濁水には十分に配慮した計画とするため、水生生物の生息地における水質等の変化は最小限に抑えられると予測しています(p5-11-35～36、p5-11-38)。なお、水質の項目で記載したとおり、工事中の水の濁り及び土砂流出を低減するため、環境保全措置として、裸地化の抑制(段階的な切土・盛土工事の導入、土工部の速やかな転圧、法面等の早期緑化、法面保護シートの敷設)を実施いたします(p5-5-28)。環境保全についての配慮が適正になされていると評価したことから、事後調査の項目として選定しておりませんが、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、水生生物への影響を低減するよう、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課
47	水質	5-5-26	知事意見では、伏流水の利水への影響を懸念して、土砂が水底に堆積し、河川水の地下浸透と伏流水に及ぼすおそれについて、予測及び評価を求めましたが、実施されていませんので、実施しない理由を説明してください。実施しないのであれば、事後調査を実施し、準備書作成時に行った現地調査との比較を公表してください。	土工等に伴う排水に含まれる土砂による伏流水への影響については、技術手法に基づき、水の濁りの状況を調査、予測及び評価を実施しました。水の濁り及び土砂流出を低減するため、環境保全措置(裸地化の抑制:段階的な切土・盛土工事の導入、土工部の速やかな転圧、法面等の早期緑化、法面保護シートの敷設)を実施いたします(p5-5-28)。水質については、準備書に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されていることから、事後調査の項目として選定しておりませんが、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、河川の水質及び利水への影響を低減するよう、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課
48	水質	5-5-26	与市坂川の盛土部、萩ノ入川の切土部、大鍋川の土工部等では、局所的に水の濁りの著しい箇所が発生することが懸念されるため、河川水の地下浸透と伏流水に及ぼす影響予測評価の見解を示すこと。事後調査を実施し、準備書作成時に行った現地調査との比較を公表してください。	与市坂川、萩ノ入川及び大鍋川も含め、水の濁り及び土砂流出を低減するため、環境保全措置(裸地化の抑制:段階的な切土・盛土工事の導入、土工部の速やかな転圧、法面等の早期緑化、法面保護シートの敷設)を実施いたします(p5-5-28)。水質については、準備書に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されていることから、事後調査の項目として選定しておりませんが、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、水の濁りの影響を低減するよう、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課
49	水質	5-5-26	知事意見では、源流部における貴重なわさびの育成への影響を懸念して、河川の水質の変化によるSS、pH、水温への影響について、予測及び評価を求めましたが、実施されていませんので、実施しない理由を説明してください。実施しないのであれば、わさび田の分布状況や育成に適する河川の水質条件を調査把握した上で、事後調査を実施し、準備書作成時に行った現地調査との比較を公表してください。	水質(SS)については、技術手法に基づき、調査、予測及び評価を行いました。水質については、準備書に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されていることから、事後調査の項目として選定しておりませんが、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、河川の水質への影響を低減するよう、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。SS、pH、水温の調査については、工事実施段階に係法令等の基準に対応しながら、検討していきます。	生活環境課
50	水質	5-5-27	P5-5-27表5.5.25、P5-5-28表5.5.26 方法・内容にて、「必要に応じて」とありますが、事業の実施が水質に及ぼす影響を回避又は低減するためには、環境保全措置の実施は必須であると考えられますので、施工計画を策定する段階では、必ず実施する計画とし、実施した内容については、事後調査報告書に記載してください。	水質については、準備書に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されていることから、事後調査の項目として選定しておりませんが、天城北道路、河津下田道路等の排水処理の事例を参考にしながら、河川の水質への影響を低減するよう、対策の詳細に関して、事業実施段階で検討いたします。	生活環境課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
51	水質	5-5-27	P5-5-27表5.5.25、P5-5-28表5.5.26 環境保全措置として、「早期緑化」が明記されていますが、早期緑化のためには外来種を播種せざるを得なくなると考えられます。また、緑化後には、シカの食害にあることも想定されます。 緑化に用いる草本種やシカ害対策の検討状況について説明してください。	当該地域における環境保全の方針として、緑化において要注意外来植物を使用せず、専門家等の指導・助言を得ることとしています。 環境保全措置の詳細に関しては、事業実施段階で、ご意見を踏まえ、また専門家の助言を得ながら詳細設計時に検討いたします。	生活環境課
52	その他	5-7-16	「…伊豆市農林水産課及び静岡県賀茂農林事務所農村整備課への聞き取り…」と記載がありますが、伊豆市は東部農林事務所管内であるため、「…伊豆市農林水産課への聞き取り…」もしくは「…伊豆市農林水産課及び静岡県東部農林事務所農村整備課への聞き取り…」の記載ミスではないでしょうか。確認いただき、誤記である場合は修正してください。	評価書において、聞き取り先を「伊豆市農林水産課及び静岡県東部農林事務所農村整備課」に修正いたします。	農地計画課
53	河川	5-7-19	流量は2年間しか測定していないということではいか。渇水時の水量を把握するのに十分な基礎データと言えるか見解を示すこと。	調査実施期間は、準備書に示すとおりです（p5-7-8）。環境影響評価としては、十分な期間と考えております。	生活環境課
54	河川	5-7-33	P5-7-33～5-7-52:道路トンネルに係る土被り等が示されておらず、河川や地下水等への環境影響評価を確認する際に必要となるので、道路ルート縦断計画やトンネル土被り厚を具体的に示すこと。	道路設計の詳細に関しては、事業実施段階で検討することとなります。	生活環境課
55	河川	5-7-33	準備書に記載の予測では断層や地質が考慮されていないため、三次元水収支解析等の解析を実施してください。	三次元水収支解析による予測及び評価は、都市計画決定権者において実施されます。	建設政策課
56	地下水	5-7-36	タンクモデル法における平均透水性Ktの設定根拠を示すこと。	平均透水性Ktは、準備書に示すとおり、水文学的方法（高橋の方法）により、谷の高度差等の地形条件を用いて設定しました（p5-7-33）。	生活環境課
57	河川	5-7-39	P5-7-39の予測結果において、「第4、5、9トンネル周辺の影響度合い60～90%では、特に渇水期における基底流量（比流量）が殆ど無くなる可能性があります。」と述べていますが、P5-7-51の検討結果では、「影響はできる限り低減されると考える」と評価しています。 具体的な環境保全措置（トンネル湧水をどこにどのように導水するのか等）が示されないのに、なぜこのような評価ができるのか補足説明をしてください。 また、基底流量が殆どなくなるような状況になるのであれば、その周辺に生息、生育する動植物への影響は不可避となると考えられます。	計画路線と沢との位置関係によって、沢への導水可否が決まると考えております。 トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。 環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課
58	河川	5-7-42	P5-7-42… U12_本谷川左支川（旧わさび田）で、基底流量=0.5m ³ /分（=62.5%）となり、沢枯れ等の河川環境に著しい影響が懸念される。P5-7-38… また、第5トンネルの中央付近で交差する北西-南東走向の推定断層が分布しているため、想定よりも地下水の影響範囲が広い可能性がある。P2-187… このため、第5トンネルの上部に位置する天城峠付近の富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域では、地下水低下の影響が想定よりも大きくなり、乾燥化に伴う動植物への影響や斜面の不安定化等が懸念される。P5-7-51… よって、適切な環境保全の措置を検討し、具体的に示すこと。	トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。 環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
59	河川	5-7-42	P5-7-42… A5_河津川右支川（わさび田）で、基底流量-0.05m ³ /分（-77%）となり、沢枯れや河川流量の減少に伴うわさびの育成環境等の河川環境に著しい影響が懸念される（P5-7-5図5.7.1）。P5-7-51… このため、適切な環境保全の措置を検討し、具体的に示すこと。	トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。また、個別の水利用に関しては、事業実施段階で個別に対応することを予定いたします。	生活環境課
60	河川	5-7-42	P5-7-42… A3_河津川右支川（水源）で、第5トンネルの南側で交差する北西-南東走向の推定断層が支川沿いに分布しているため、想定よりも地下水の影響範囲が大きい可能性があり、宗太郎筋水（Z2）の水源への影響が懸念される（P5-7-38図5.7.17、P5-7-43図5.7.19）。P5-7-51… よって、適切な環境保全の措置を検討し、具体的に示すこと。	トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。また、個別の水利用に関しては、事業実施段階で個別に対応することを予定いたします。	生活環境課
61	河川	5-7-42	P5-7-42… A32_大鍋川左支川（わさび田）で、基底流量-0.27m ³ /分（-32%）となり、河川流量の減少に伴うわさびの育成環境等の河川環境に著しい影響が懸念される（P5-7-5図5.7.1）。白色変質帯が分布しているため、地下水の減少に伴う表層地質の乾燥化に伴い斜面の不安定化が懸念される（P5-7-38図5.7.17、P5-7-43図5.7.19）。P5-7-51… よって、適切な環境保全の措置を検討し、具体的に示すこと。	トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課
62	河川	5-7-42	P5-7-42… A26_大鍋川右支川（わさび田）で、基底流量-0.02m ³ /分（-67%）となり、沢枯れやわさびの育成環境等の河川環境に著しい影響が懸念される（P5-7-5図5.7.1）。P5-7-51… よって、適切な環境保全の措置を検討し、具体的に示すこと。	トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、環境保全措置（トンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策：防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しましたが、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います（p5-7-52）。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
63	河川	5-7-42	P5-7-42…水利用への影響について、タンクモデル法により流量の減少量が8箇所を示されているが、具体的な影響予測評価が実施されていない。現地の個別状況に合わせた適切な影響予測評価を実施し、具体的な環境保全措置を示すこと。	河川への影響は、準備書に示すとおり、4%～82%流量が減少すると予測しました(p5-7-42)。トンネル湧水の発生による河川流量減少を低減するため、準備書に示すとおり、環境保全措置としてトンネル湧水の沢への導水、トンネル掘削時の出水対策（防水シート等）を実施することにより、事業者により実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減されると評価しました(p5-7-51～5-7-52)。ただし、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を行います(p7-2)。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。また、個別の水利用に関しては、事業実施段階で個別に対応することを予定いたします。	生活環境課
64	河川	5-7-42	P5-7-42 (N1、U1、U2、N11、Z1、Z3、大鍋水源) …水利用への影響について、タンクモデル法により流量の減少量が予測されていない箇所があるので、予測を示した上で、流量の減少率(%)及び減少量(m ³ /s)を追記した表を作成すること。また、現地の個別状況に合わせた適切な影響予測評価を実施し、具体的な環境保全措置を示すこと。	タンクモデル法は、トンネル掘削に伴う影響が想定される水利用のある水域を対象に実施いたしました。本方法は、急峻な沢の出口などの限られた地点で対応する手法であり、その手法の適切な地点を設定しました。環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。また、個別の水利用に関しては、事業実施段階で個別に対応することを予定いたします。	生活環境課
65	地下水	5-7-44	P5-7-44～P5-7-47 グラフの中に表示した単位等が切れており、表示されていない箇所があるので、修正すること。	評価書においては、グラフ中の表示されていない単位数箇所を修正いたします。	生活環境課
66	河川	5-7-48	③わさび田「影響の程度を検討」とあるが、表5.7.24では影響の程度がわからないので、具体的に見解を示すこと。	わさび田への影響の程度は、準備書に示すとおりです。表5.7.24に示す影響面積比率は、トンネル掘削時に影響を受ける可能性のある割合（工事後トンネル掘削時の流量の減少率）を示しています。	生活環境課
67	河川	5-7-51	(2) 環境保全措置として、トンネル湧水の発生抑制に係る工法を検討し、具体的に示すこと。	環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課
68	河川	5-7-51	(2) 環境保全措置 検討結果「水質の安全を確認の上」としているが、供用開始後のトンネル湧水の水質をどのように確認するのか明記すること。 トンネル湧水を流す沢が、河川の源流に近いほど生態系への影響は大きくなるのが懸念される。	トンネル等工事区域からの排水に関しては、関係法令等により水質の確認を行うことを想定しております。また、事後調査の内容は、環境影響評価書の内容を踏まえ、事後調査計画時に検討していきます。 環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川及び生態系への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	生活環境課
69	河川	5-7-51	トンネル内湧水の発生に伴う河川流量の減少による利水への影響が懸念されます。対策として、トンネル湧水を同じ流域の沢に導水することですが、表5.7.26トンネル湧水の沢への導水の具体的方法を示してください。	環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	水利用策課・建設

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
70	河川	5-7-51	表5.7.26不確実性に対処するために、リスクとその対応について具体的な記載をしてください。	予測結果の不確実性への対処については、準備書に示すように、事業化後にボーリング及び土質試験等を踏まえた地質構造の確認等及び必要な環境保全措置において検討いたします。また、工事前から工事中にかけてトンネル湧水、沢・河川流量等の調査を継続し、雨水の流出・浸透及び流動特性について最新データを把握しながら監視を進めます（p5-7-52）。リスクとその対応・対策の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	建設政策課
71	河川	5-7-52	河川については、事後調査を行うとしているため、評価の結果に、事後調査を行う旨を理由とともに記載すること。	事後調査を行う理由は、第7章事後調査（p7-2）に記載したとおりです。 河川の予測手法は、影響予測に関する知見が蓄積されたものですが、降雨の流出特性に係る地質構造の推定には不確実性が考えられることから、環境保全措置の効果を検証するために事後調査を行います。	生活環境課
72	河川	5-7-52	トンネル工事の実施に伴い河川の流量の減少や沢枯れが生じるおそれのある箇所が多数存在し、わさびの栽培及び水生生物の生息環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。環境保全措置として「トンネル湧水の沢への導水」が示されたが、物理的に困難な箇所もあることから、導水不可能な箇所における環境影響をどのように考えるのか見解を示すこと。影響が著しいと考えられる場合は、追加の環境保全措置を検討すること。	環境保全措置の詳細に関しては、道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。また、総合評価（p6-1）で記載したとおり、事業実施段階や供用後における環境の状況等については、必要に応じて関係機関と協力して適切に把握するとともに、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講ずることといたします。	生活環境課
73	地質	5-8-9	・トンネル土被りが把握できるように道路計画を記入した地質縦断図を作成すること。 ・地質横断図A・Bにトンネル位置と計画高を追記すること。	地質縦断図等の詳細に関しては、事業実施段階で道路詳細設計時に検討することになります。	生活環境課
74	動物	5-9-20	県、市町及び委員には、希少動物の生息が観察できた場所（位置図）、個体数を示すこと。（非開示情報として扱う）	希少動物の生育場所及び個体数は、非開示情報としてご提示いたします。	生活環境課
75	動物	5-9-75	P5-9-75～P5-9-164・・・予測結果「相当程度離れた」、「ほとんど」などの表現が多用されているが、事業者の考える相当程度やほとんどの範囲がわからないため、可能な限りに具体的に表現すること。	離隔に関する用語の定義は、準備書の予測結果に、影響有無の数量は、各種の予測結果の確認箇所数にお示ししたとおりです（p5-9-74：表5.9.17）。	生活環境課
76	動物	5-9-84	P5-9-84～P5-9-107・・・予測結果（鳥類） ・営巣が確認された年を明記すること。 ・事後調査を行う種については、その旨を理由とともに記載すること。	営巣を確認した種のうち、その確認年を記載していないものは猛禽類及びサンショウクイです。それらに関しては評価書において、営巣確認年を記載します。 事後調査を行う理由は、第7章事後調査（p7-1）に記載しました。	生活環境課
77	動物	5-9-86	・ミゾゴイは、営巣が数回確認されているようであり、貴重な生息環境が維持されていると考えられるため、保全措置を具体的に示すこと。	ミゾゴイに関して、事業計画に係る環境保全措置を準備書に記載しました（p5-9-168）。 環境保全措置については、事後調査により経過を確認し、専門家の助言を得ながら、詳細設計段階で環境保全措置の具体化を図っていくことを検討しています。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
78	動物	5-9-108	P5-9-108～P5-9-115・・・予測結果（両生類）工事の影響を最も受けるおそれがある両生類については、生息が観察された種すべてを事後調査の対象とするように検討すること。（環境影響を受けやすいことから、影響の度合いの把握が可能と考えられるため）	動物の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-9-170）。予測及び環境保全措置の効果において不確実性があるとしたものを事後調査の対象としました。	生活環境課
79	動物	5-9-167	P5-9-167～P5-9-169どの種についても、環境保全措置の効果に「不確実性がある」としていても関わらず、検討結果では、「影響を低減できる」とまとめています。この過程がよくわかりませんので、補足説明をお願いします。「不確実性がある」のであれば、検討結果には、「不確実性があることから、事後調査を実施する。」と記載すべきではないでしょうか。	第5章に示した環境保全措置のうち、鳥類（サシバ、ミゾゴイ）及び昆虫類（トゲアリ）については生息状況に不確実性があり、両生類（ハコネサンショウウオ）、魚類（サツキマス、カジカ）及び陸産貝類（ベニゴマガイ、メルレンドルフマイマイ）については、影響の低減効果に不確実性があることから、環境保全措置の効果を検証するために事後調査を行います。不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証するため、事後調査を実施することについては、準備書p7-1に記載いたしました。	生活環境課
80	動物	5-9-167	以下の陸産貝類について、工事の実施により生息地が改変され、生息環境に影響を受ける予測をされていますが、環境保全措置が示されていません。いずれも移動能力の低い種であり、個体群の一部とはいえ、生息する個体の殺傷・損傷が想定されると思われませんが、環境保全措置を講じない理由を示してください。 【該当種】 オオギセル（p.5-9-148）、オオトノサマガセル（p.5-9-149）、スルガギセル（p.5-9-150）、ヒメハリマキビ（p.5-9-152）、オオウエキビ（p.5-9-154）、ヒメオオタキキビ（p.5-9-155）、ヒメカサキビ（p.5-9-156）、キヌビロウドマイマイ（p.5-9-157）、カドコオオベソマイマイ（p.5-9-159）、ミヤマヒダリマキマイマイ（p.5-9-160）	動物の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-9-170）。ご指摘の種について、確認位置の一部は改変を受けませんが、周辺及び相当程度離れている生息地は残されることから、当該種の生息環境は保全されると考えております。環境保全措置は、「環境影響がない又はほとんどない」と予測される以外の種等について検討しました（P5-9-167）。	自然保護課
81	動物	5-9-168	ミゾゴイの環境保全措置として、繁殖期には営巣地周辺で工事を実施しない等、繁殖を妨げないような配慮をお願いします。環境省が公表している「ミゾゴイ保護の進め方」を参照の上、具体的な環境保全措置を示してください	ミゾゴイに関して、事業計画に係る環境保全措置を準備書に記載しました（p5-9-168）。環境保全措置については、事後調査により経過を確認し、専門家の助言を得ながら、詳細設計段階で環境保全措置の具体化を図っていくことを検討しています。記載した環境保全措置は、環境省「ミゾゴイ保護の進め方」を根拠としております。	自然保護課
82	動物	5-9-168	サシバの環境保全措置として、P167で「繁殖期を避けた施工」とありますが、P168の環境保全措置の検討に繁殖期を避けるような記載がありません。繁殖期には営巣地周辺で工事をしない等、環境省が公表している「サシバ保護の進め方」を参照の上、具体的な環境保全措置を示してください。	サシバに関して、事業計画に係る環境保全措置を準備書に記載しました。営巣地付近では、繁殖期前から段階的に工事を着手することにより、建設機械や作業員の動きに馴化できるよう配慮するなど、繁殖期に配慮した施工を検討します（p5-9-168）。環境保全措置については、事後調査により経過を確認し、専門家の助言を得ながら、詳細設計段階で環境保全措置の具体化を図っていくことを検討しています。	自然保護課
83	動物	5-9-168	P5-9-168、P5-9-169 工事の影響が予測される種全てにおいて、「影響を低減できる」検討結果となっていますが、環境保全措置の効果に不確実性がある種（ミゾゴイ等）について、影響が低減できるのであれば根拠を示してください。	記載した環境保全措置は、環境省「ミゾゴイ保護の進め方」を根拠としております。本資料では、ミゾゴイの生息地維持の対策として、事業区域の見直しや落葉広葉樹林の維持などが記載されています。	自然保護課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
84	動物	5-9-169	ハコネサンショウウオ、サツキマス（アマゴ）、カジカの環境保全措置について、トンネル湧水による沢の水量減少が導水箇所より上流部で起こった場合、影響を低減することはできないと思われます。どのような対応を検討しているか示してください。	道路と沢との位置関係によって、沢への導水可否が決まると考えております。例えば、沢をトンネルが横切る場合、トンネルを跨ぐ導水も対策案の一つとして検討しています。また、坑口横に沢がある場合には導水可能と検討しています。ただし、環境保全措置は道路詳細設計に応じて、内容と手法を検討するものと考えており、事業実施段階では河川生物への影響をできる限り低減するよう、検討いたします。	自然保護課
85	動物	5-9-169	ベニゴマガイ、メルレンドルフマイマイの環境保全措置について、「工事用道路等の詳細設計時に考慮」との記載がありますが、具体性がなく、どのように生息地への影響を低減できるのか確認できません。具体的な低減方法を示してください。	ベニゴマガイ、メルレンドルフマイマイについては、工事用道路等の予定地域に生息していることがわかっている段階です。事業化後において、事後調査として当該地における密度分布を確認し、可能な限り生息地を回避・低減した詳細設計を検討していくことを考えております。	自然保護課
86	動物	5-9-169	トゲアリの環境保全措置について、周辺の林内に移設するとありますが、移設に成功した例があるのでしょうか。また、周辺の林内には必要な環境がそろうのでしょうか。より確実に定着させるための具体的な検討内容を示してください。	道路環境影響評価の技術手法事例集（平成27年度版）環境保全のための取り組み事例にトゲアリの移設事例（p3-7-21～3-7-23）があります。 対策の手法は、トゲアリが活動していない時期に営巣木ごと移設することを想定しています。移設先の選定は同様の樹林が適切ですが、土地の確保にも関わることで、移植事例が少ないことから、定着は事後調査において確認していく予定です。	自然保護課
87	植物	5-10-8	県、市町及び委員には、希少植物の生育が観察できた場所（位置図）、個体数を示すこと。（非開示情報として扱う）	希少植物の生育場所及び個体数は、非開示情報としてご提示します。	生活環境課
88	植物	5-10-122	トンネル掘削による地下水位の低下が想定され、湿潤環境を好む植物への影響を及ぼすおそれがあることから、このような種については、事後調査の対象とすること。	湿潤環境を好む植物として、植物ではヤクシマホウビシダを、生態系の項目では萩ノ入シダ植物群落を選定し、環境保全措置を実施した上で事後調査を計画しております。	生活環境課
89	植物	5-10-123	P5-10-123～P5-10-124どの種についても、環境保全措置の効果に「不確実性がある」としているにも関わらず、検討結果では、「影響を低減できる」とまとめています。この過程がよくわかりませんので、補足説明をお願いします。 「不確実性がある」のであれば、検討結果には、「不確実性があることから、事後調査を実施する。」と記載すべきではないでしょうか。	植物の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-10-125）。 第5章に示した環境保全措置のうち、すべての保全対象の植物について、影響の低減効果に不確実性があることから、環境保全措置の効果を検証するために事後調査を行います。不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証するため、事後調査を実施することについては、準備書に記載したとおりです（準備書p7-1）。	生活環境課
90	植物	5-10-123	P5-10-123、P5-10-124 移植や植樹にあたり、専門家の助言を受けるとありますが、移植対象種を移植した経験がある方でしょうか。	専門家は知識及び経験に基づき方と考えており、様々な情報を入手しながら、検討していきます。なお、事業の回避が困難な場合に限り移植等となりますが、保全に関する検討も継続いたします。	自然保護課
91	植物	5-10-124	（萩ノ入シダ植物群及びヤクシマホウビシダ）トンネル湧水の導水方法が検討されていない現段階において、検討結果として「影響はできる限り低減される」としていますが、どのように検討したのか説明をしてください。	植物の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-10-125）。 現段階では静岡県が公表した都市計画案（平面図）と保全対象の位置関係（高度差、距離）から、導水可能と検討しました。	生活環境課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
92	植物	5-10-124	（巨樹：モミ、エドヒガン）モミについては、「同種の樹木を植樹する」と記載されていますが、同種とは、伐採する個体からの採種や挿し木にて植栽木を育成するという事によろしいでしょうか。他の地区からモミを持ってきて植栽することは、保全措置ではないと考えます。エドヒガンについては、「個体を移植する」と記載されていますが、移植後の活着を確認するために事後調査を実施するようにしてください。	希少植物等の保全においては、環境保全の方針から、地域固有の種・個体を使用することとします。モミについては、大木での移植では対策の効果が低いと考えられ、生育地周辺の幼樹を用いた植樹（移植）を想定しています。モミ、エドヒガンの環境保全措置については、事業実施段階で、専門家の助言を得ながら検討します。移植を行う場合、移植先における定着に不確実性がある際には、事後調査を検討します。	生活環境課
93	生態系	5-11-39	P5-11-39～P5-11-42（2）環境保全措置：自然環境への影響は、工事実施時が最も大きいことから、工事実施中の保全措置を具体的に記載すること。	生態系の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-11-25～5-11-38）。準備書に示すとおり、「環境影響がない又はほとんどない」と予測される以外の指標種・群集等について、環境保全措置を検討しました（P5-11-39）。	生活環境課
94	生態系	5-11-40	P5-11-40～5-11-41どの種についても、環境保全措置の効果に「不確実性がある」としていても関わらず、検討結果では、「影響を低減できる」とまとめています。この過程がよくわかりませんので、補足説明をお願いします。「不確実性がある」のであれば、検討結果には、「不確実性があることから、事後調査を実施する。」と記載すべきではないでしょうか。	生態系の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-11-42）。第5章に示した環境保全措置のうち、サシバ、ハコネサンショウウオ、サツキマス、カジカ、ヤクシマホウビシダについては、生息状況または影響の低減効果に不確実性があることから、環境保全措置の効果を検証するために事後調査を行います。不確実性があると考えられた予測及び環境保全措置の効果を検証するため、事後調査を実施することについては、準備書に記載したとおりです（準備書p7-1）。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
95	その他	5-12-9	表5.12.5(3)の12、13に「ふじのくに美しく品格のある邑100」と記載されていますが、正しくは「ふじのくに美しく品格のある邑」です。修正してください。	評価書において「ふじのくに美しく品格のある邑」に修正します。	農地計画課
96	景観	5-12-37	滑沢渓谷を高架橋で横切る計画と思われるが、「地形変更の最小化」や「変更部分の緑化」が当該景観の環境保全措置として適切であることがわかるよう記載すること。	滑沢渓谷における道路構造は橋梁部としており、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定されることから、それらの道路詳細設計においては、地形変更の最小化と変更部分の緑化を検討します。 なお、滑沢に関しては、景観の項目で主要な展望地点への影響を扱い、人と自然との触れ合いの活動の場では、太郎杉歩道への影響を扱いました。太郎杉歩道に対する環境保全措置は、上記のほか、活動の場としての移動経路の確保、ラウンディングによる周辺地形との調和、構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討をあげています（準備書p5-14-35）。 事業の実施にあたっては、これらの環境保全措置の検討のほか、対象事業をはじめとする道路デザインに関する指針等に基づき、滑沢（太郎杉歩道）の利用者の視点や利用性に配慮し、地域の自然景観、修景及び風土性を考慮した景観デザインを創造していきます。	生活環境課
97	文化財	5-13-1	令和2年3月に聞き取り調査を実施しているが、聞き取り先と内容を示すこと。	評価書において、p5-13-1に聞き取り先及び内容を記載します。	生活環境課
98	文化財	5-13-1	「表5.13.1 調査項目」中の、「文化財等の分布状況」の調査内容について、「国・県・市が指定している有形文化財…国が登録している有形文化財…」とありますが、「国・県・市が指定・登録している文化財等…」と修正してください。	評価書において「国・県・市が指定・登録している文化財等…」に修正します。	文化財課
99	文化財	5-13-4	P5-13-4、P5-13-11、P6-55の表中の遺跡名において「煉瓦の洞」とありますが、「煉瓦の洞遺跡」に修正してください。	評価書において「煉瓦の洞遺跡」に修正します。	文化財課
100	文化財	5-13-7	P5-13-7、P6-55の表中項目において「その他の有形民俗文化財」とありますが、「その他の文化財」に修正してください。	評価書において「その他の文化財」に修正します。	文化財課
101	文化財	5-13-10	「浄蓮のハイコモチシダ群落」について、植物群落は日照や風向、地下水脈等、周囲の環境変化による影響を受けやすく、施工箇所から約100m離れていても影響を受ける恐れがあります。より詳細に検討してください。	「浄蓮のハイコモチシダ群落」に関する環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです（p5-11-36）。「浄蓮のハイコモチシダ群落」は計画路線から300m以上離れており、間には国道414号、集落等が存在することから、日照及び風等への影響はほとんどないと考えられます。また、当該区間では「浄蓮のハイコモチシダ群落」生育地付近において地下水への影響が想定されるトンネルは計画されておりません。	文化財課
102	文化財	5-13-11	「煉瓦の洞遺跡」について、包蔵地範囲周辺にも同様の遺構が広がっている可能性があるため、県文化財課に確認をお願いします。	県文化財課への聞き取り（R2.2.3）により、「煉瓦の洞遺跡」について、包蔵地範囲周辺の分布について可能性を示す記録はありませんでした。	文化財課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
103	人と自然の触れ合いの場	5-14-2	<p>対象事業実施区域周辺には、ユネスコ世界ジオパークのジオサイトがあることはもとより、現地の地形や既存の林道を活かし、地域開発による都市化の波から残された日本の美しい自然や貴重な文化財を守り、人が自ら足で歩いて自然を親しむ健全なレクリエーションと情操教育の場とする自然歩道が、対象事業実施区域に並行または横断する形で、指定および管理されている。（静岡県管理の自然歩道は下記のとおり）</p> <p>工事実施前には施工方法、工程等事前に協議いただきたい。また、これらの自然歩道を工事用車両が通行する場合には、徐行するなど利用者に十分配慮していただきたい。加えて、工事の振動等により歩道に損傷が生じた場合には、原状復帰をしていただきたい。</p> <p><対象事業実施区域周辺の静岡県が管理する自然歩道></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊豆山稜線歩道 ・踊子歩道 ・河津歩道 ・天城歩道 	<p>対策の詳細に関しては、事業実施段階で施工方法、工程、工事用車両の通行、歩道の管理等について地元及び関係部署等と調整しながら、検討していきます。</p>	観光政策課
104	廃棄物	5-15-1	<p>P5-15-1～P5-15-8 建設発生土について、環境保全措置が必要な土砂等の発生見込み、またその処理方法について、把握・検討している情報があれば準備書において示されたい。</p>	<p>建設発生土について、土工部の土量から算出した発生土量以外、現在は処理方法等に関する情報は入手できておりません。対策の詳細に関しては、事業実施段階で地域の情報入手または調整しながら、検討していくことになると考えております。</p>	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
105	廃棄物	5-15-1	「建設発生木材については、トンネル構造の採用等により発生量の減量化を図り、なおかつ建設リサイクル法を遵守し、再資源化を図ることから予測項目から除外した。」とありますが、それでも相当量の伐採木等が発生すると思われま。また、建設リサイクル法では伐採木等は再資源化等の義務付けの対象とはされていませんが、建設副産物実態調査（センサス）における建設発生木材の再資源化等率は伐採木等も含めて算出されていることから、伐採木等の再資源化を図ることは極めて重要であると考えられます。建設発生木材（伐採木等）については準備書の予測項目として選定すべきではないでしょうか。	環境影響評価では、現時点で本事業により発生量を把握できる「建設発生土」を廃棄物の対象としております。建設発生木材に関しては、関係法令（静岡県における建設リサイクル推進計画2015、国土交通省における建設リサイクル推進計画2020）に基づき、事業実施段階で適切に対応していくことを考えています。	技術調査課
106	廃棄物	5-15-1	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：平成26年6月4日法律第55号）」⇒最終改正は、「令和3年5月19日法律第37号」ですので、修正してください。	評価書において最終改正を「令和3年5月19日法律第37号」に修正します。	廃棄物リサイクル課
107	廃棄物	5-15-2	技術手法において、「平成14年度建設副産物実態調査において、既に98%以上のリサイクル率に・・・検討する」とあります。技術手法において、「道路事業における発生率が・・・、また、平成14年度建設副産物実態調査において、縮減を含む再資源化率は89%以上と高いことから・・・選定する」とあります。等の記述がありますが、最新の实態調査結果は、平成30年度建設副産物実態調査結果（中部地方版）があります。平成30年度調査結果に基づく静岡県の再資源化率は、アスファルト・コンクリート塊99.8%、コンクリート塊97.9%、建設発生木材85.2%とされており、若干数値が違い、建設発生木材は、目標値に達していない状況です。平成14年度と10年以上前の調査に基づく技術手法を用いて、予測対象項目の検討を行うことの適否について確認をお願いします。	技術手法は、道路事業における主務省令「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令：平成10年建設省令第10号、最終改正 平成27年6月1日国土交通省令第43号」に基づくものであり、参考にするに於いて適切であると考えております。廃棄物等は、準備書に記載したとおり、静岡県における建設リサイクル推進計画2015及び国土交通省における建設リサイクル推進計画2020に基づいています（p5-15-8）。事業実施段階でも関係法令に準拠し、地元及び関係部署等と調整のうえ、適切に対応していきます。	廃棄物リサイクル課
108	廃棄物	5-15-4	建設発生土の91%、353万m3が事業実施区域外に搬出運搬され、地域住民の生活環境に著しい影響を与えることが懸念される。このため、建設発生土の搬出運搬に伴うダンプトラック等による大気汚染や騒音・振動の対策について、具体的な回避又は低減措置を示すこと	工事用車両の運行に係る大気質、騒音、振動の予測は、工事のうち影響が最大と思われる条件を設定し、その結果を準備書に記載しました。すべての地点において基準又は目標を下回ったことから、基準値との整合が図られていると評価しました（p5-1-35、5-2-23、5-4-22）。	生活環境課
109	廃棄物	5-15-4	建設発生土のうち残土として発生する量を353万m3としているが、10tダンプトラック（4m3積載）と仮定して8万8千台にもなり、他工事で流用するからといって、これらのダンプが沿道を通行した場合には、相当の生活環境に影響を及ぼすおそれがありますので、評価書には可能な限り具体的な処理方法を記載してください。評価書に記載できない場合は、事後調査報告書に評価書後に判明した影響として、廃棄物の処理に伴う影響の予測、評価の結果を記載してください。	対策の詳細に関しては、事業実施段階で地元及び関係部署等との調整しながら、検討いたします。廃棄物等に関しては、環境保全措置を適切に実行することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されることから、事後調査の項目として選定しておりません。	生活環境課

静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
 一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
110	廃棄物	5-15-4	353万㎡の建設発生土の運搬先や処分方法（盛土形状等）を具体的に示してください。	建設発生土について、土工部の土量から算出した発生土量以外、現在は処分方法等に関する情報は入手できておりません。対策の詳細に関しては、事業実施段階で地域の情報入手または調整しながら、検討していくことになるかと考えております。	建設政策課
111	廃棄物	5-15-5	発生土のストックヤード整備は実施に適さないと評価し、再利用の推進を図る対応となっている。しかし、重金属を含む発生土が大量に確認された場合、搬出先が見つからず、ストックヤードに仮置きすることも想定されるので、適切な環境保全の措置を検討すること。	自然由来の重金属等については、「土壌汚染対策法」及び「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に基づき対策を実施し、処分は事業実施段階で、適正に対処します。 現時点では具体的な保全対策をお示しできませんが、上記法令・指針は重金属の含有有無を事前に調査で確認し、重金属が確認された場合は、重金属の選別も含めた対処方法・場所等を計画・確定した後に掘削が開始されるものと認識しております。 以上のことから、対策の詳細に関しては、事業実施段階の調査に応じて、関係法令及び地域と調整しながら、検討していくことになるかと考えております。	生活環境課
112	廃棄物	5-15-5	(2) 環境保全措置：残土の搬出及び搬出場所においても相当な環境影響が予想されることから、搬出時等の環境保全措置も検討すること。	対策の詳細に関しては、事業実施段階で地元及び関係部署等との調整しながら、適切に対応します。	生活環境課
113	廃棄物	5-15-5	建設発生残土のうち、区域外への搬出が約353万m ³ 発生するとの予測結果となっており（5-15-4）、このことに対する環境保全措置として、「公共工事における建設残土のリサイクル」が検討されております（5-15-5）。 実施に際し、公共工事において建設発生残土353万m ³ の全量を流用することは困難であり、一部近隣における残土処理や仮置きが必要となることが想定されます。 上記を踏まえ、準備書作成段階において、建設発生残土の処理先を明示できない場合においても、可能な限り具体的に環境影響評価の実施基準（面積規模や残土処分量）や項目、評価手法を定めておくべきと考えます。	環境影響評価の段階では、概ねの道路位置が決定する状況にあり、道路詳細設計は事業実施段階での検討となります。 事業化後の工程も未定となっておりますので、ご提案事項については検討材料のない状況です。	森林保全課
114	廃棄物	5-15-5	要対策土の判定のしかたを具体的に記載してください。 要対策土が発生した場合の処分方法を具体的に示してください。	自然由来の重金属等については、「土壌汚染対策法」及び「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に基づき対策を実施し、処分は事業実施段階で、適正に対処します。 現時点では具体的な対処方法をお示しできませんが、上記法令・指針は重金属の含有有無を事前に確認して対処する内容となっております。	建設政策課
115	廃棄物	5-15-5	他事業への土砂の搬出は、調整が難航する可能性が高く、不確実性が高いと考えます。該当する他事業がない場合の処分方法も記載してください。	建設発生土について、土工部の土量から算出した発生土量以外、現在は処理方法等に関する情報は入手できておりません。対策の詳細に関しては、事業実施段階で地域の情報入手または調整しながら、検討していくことになるかと考えております。	建設政策課
116	廃棄物	5-15-6	「建設発生土情報交換システムを活用し、公共工事における建設発生土のリサイクルを図る」としていますが、場外搬出量が膨大（約353万m ³ ）であるため、公共工事だけで有効利用率80%以上を達成するのは難しいと思われます。目標値を達成するためには建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの活用も必要ではないでしょうか。	建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに関しては、地元説明会においても意見としていただいております。 環境保全措置の手法については、ご意見を踏まえ、事業実施段階で適切に情報を取り入れながら、検討していきます。	技術調査課

**静岡県環境影響評価連絡会議委員からの意見等に対する事業者の見解
一般国道414号 伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）環境影響評価 準備書**

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
117	日照 障害	5-16- 9	河津ICでは日陰時間が基準等を大幅に超過するため、基準又は目標値と整合が図られていると評価できないので、見解を示すこと。	日照障害の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです。 「△5河津IC」以外の地点は、基準又は目標を満足しています。 「△5河津IC」は、基準又は目標を超過するため、環境保全措置として、「高架構造物等の形式・配置等の工夫」を実施するとともに、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、適切に対応します。	生活 環境 課
118	日照 障害	6-1	河津ICでは日陰時間が基準等を大幅に超過しており、日照障害については、必ずしも環境影響評価が十分であると言えないため、基準又は目標値と整合が図られていると評価できないので、見解をしめすこと。	日照障害の環境影響評価の結果は、準備書に記載したとおりです。 「△5河津IC」以外の地点は、基準又は目標を満足しています。 「△5河津IC」は、基準又は目標を超過するため、環境保全措置として、「高架構造物等の形式・配置等の工夫」を実施するとともに、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、適切に対応します。	生活 環境 課
119	河川	6-16	P6-16入洞川、与市坂川の流量が過大ではないか。要約書P49、P5-7-19、P6-16の各表の値の整合を確認すること。	評価書において、p6-16入洞川の流量（0.03～0.2）、与市坂川の流量（0.06～0.58）に修正します。	生活 環境 課
120	河川	6-16	P6-16、P6-17 高規格幹線道路の建設にあたっては、変更により雨水流出が増加する場合は対策を検討されたい。	事業実施段階の道路詳細設計で、法令・基準に準拠し、十分安全性を確保した道路とします。	河川 企画 課
121	河川	6-17	P6-17…W12大鍋川支流、W13大鍋川上流の流量について、要約書P49、P5-7-19、P6-17の各表の値の整合を確認すること。	ご指摘の値は、水質調査又は河川調査であり、それぞれ調査期間が異なっているため、必ずしも値は一致していません。	生活 環境 課
122	動物	7-3	生息が確認されている両生類を全て事後調査の対象に追加すること。	事後調査の対象は、予測及び環境保全措置の効果において不確実性のある予測対象種としていることから、両生類ではハコネサンショウウオを事後調査の対象としております。 なお、準備書の総合評価にも記載したとおり、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、専門家等の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講ずることとします。	生活 環境 課
123	植物	7-5	湿潤環境を好む希少植物を事後調査の対象に追加すること。	湿潤環境を好む植物として、植物ではヤクシマハウビシダを、生態系の項目では荻ノ入シダ植物群落を選定し、環境保全措置を実施した上で事後調査を計画しております。	生活 環境 課